	号給						
	117	339,800	371,400	403,200			
	118	340,800	371,900	403,700			
	119	341,800	372,500	404,200			
	120	342,700	372,900	404,700			
	121	343,600	373,100	405,000			
	122	344,500	373,600	405,500			
	123	345,500	374,000	405,900			
	124	346,500	374,300	406,400			
	125	347,500	374,900	406,700			
	126	348,000	375,400				
	127	348,600	375,900				
	128	349,200	376,400				
	129	349,500	376,700				
	130	349,900	377,200				
	131	350,400	377,700				
	132	350,800	378,200				
	133	351,200	378,500				
	134	351,600	379,000				
	135	352,100	379,400				
	136	352,500	379,800				
	137	352,900	380,100				
	138	353,300	380,600				
	139	353,700	381,100				
	140	354,100	381,600				
	141	354,300	381,900				
	142	354,800					
	143	355,200					
	144	355,500					
	145	355,800					
	146	356,200					
	147	356,700					
	148	357,200					
	149	357,500					
	150	358,000					
	151	358,500					
	152	359,000					
	153	359,300					
再任用職員		250,600	255,700	282,700	307,400	325,100	351,800

備考　この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第三条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

号　給	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第三条第二項中「管理職員又は」を「管理監督職員又は」に、「管理職員（」を「管理監督職員（」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に、「管理職員に」を「管理監督職員に」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「管理職員」」を「管理監督職員」」に改める。

第四条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

号　給	給料月額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

第三条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「」を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この規程は、平成二十六年十一月十九日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（国会職員の給与等に関する規程別表第一の改正規定及び同規程別表第三から別表第五までの改正規定に限る。附則第四条において同じ。）による改正後の国会職員の給与等に関する規程の規定及び第三条の規定（特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第一項の表の改正規定に限る。附則第四条において同じ。）による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。